

福岡県公報

令和七年三月二十八日
第五百八十三号
増刊 ①

目次

規則 (第十六号—第二十号)

- 福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………一
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) ……………一
- 福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………一
- 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二
- 福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一一

規則

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十六号

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(平成九年福岡県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条の二」を「第五条」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則(平成十六年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に、「第二条第三号」を「第四条第三号」に、「第四条第八項」を「第六条第十項」に改め、同項第二号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第八項」を「物資の流通の効率化に関する法律第六条第十項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十八号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「第六条の二第一項(一)」を「第六条の二第一項及び第十八条第四項(いずれも)」に改め、「又は第二項」を「(前項において準用する場合を含む。)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十九号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び福岡県計量法施行細則の一部を改正する規則

(福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和三十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第二条中「第二条第一項第六号」を「第二条第六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旅行役務提供者)

第二条の二 条例第二条第九号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者

二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第四条に規定する軌道経営者

三 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を営む者

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業を

営む者

七 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第七条第一項に規定する一

般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第三十一条に規定する登録包括

信用購入あつせん業者(県との契約によりカード等(同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する

役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に

2 条例第二条第九号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第三条を次のように改める。

第三条(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第三条 条例第三条第五項に規定する規則で定めるものは、条例第二十七条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次の各号に掲げる金額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、条例第十二条第一項各号、第十三条第一項各号、第十四条第

一項各号及び第十五条第一項各号に掲げる各費用について、当該各号及び条例第

八条の規定により計算した額と現に支払った額と所要の払戻手続をとつたにもか

かわらず払戻しを受けることができな額又は所要の取消手続をとつたにもか

かわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の

合計額

二 宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部

分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)については、

当該各種目について条例第八条、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定により計算した額と現に支払った額と所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができな額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給す

る必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第四条の見出しを「(旅費額を喪失した場合における旅費)」に改め、同条第一項中「の規定により支給する旅費の額」を「に規定する規則で定める金額」に、「額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。」を「金額とする。」に改め、同項第一号中「輸送機関」を「交通手段」に、「等の切符類」を「航空券等」に改め、「(以下「切符類」という。)」を削り、「以下本条」を「次号」に、「場合は」を「場合には」に、「完了するために」を「完了するため」に改め、「条例」の下に「及びこの規則」を加え、同項第二号中「(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)」を削る。

第六条第一項中「様式第四号及び第五号により難い特別の事情がある場合については、任命権者が知事と協議の上別に定める様式によることができる。」を「旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合の様式は、知事が別に定める。」に改め、同条第五項中「第十一条第五項」の下に「及び第三十二条第三項」を加え、同項を同条第六項とし、第四項を同条第五項とし、第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、様式第四号及び第五号により難い特別の事情がある場合については、任命権者が知事と協議の上別に定める様式によることができる。
第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第二項を次のように改める。

2 条例第十五条に規定する車賃の計算上必要な路程の計算は、福岡県及び特定地域にあつては福岡県の調べに係る路程表に掲げる路程、その他の地域にあつては当該路程の計算について信頼するに足る資料に掲げる路程によるものとする。
第九条及び第十条を次のように改める。

(鉄道賃)

第九条 条例第十二第一項第二号に掲げる急行料金は、急行列車を運行する線路による旅行で乗車区間が五十キロメートル未満のものにあつては、旅行命令権者の承認を得た場合に限り支給する。

2 前項に定めるほか、条例第十二条第一項第二号から第六号に規定する費用については、知事が特に必要と認めたものに限り、支給する。

(船賃)

第十条 条例第十三条第一項第二号から第五号までに規定する費用については、知事が特に必要と認めたものに限り、支給する。

第十一条中「第十四条第一項に規定する特別座席料金を」を「第十四条第一項第二号及び第三号に規定する費用について」に改め、「特別座席料金を徴する航空機による旅行で」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

(車賃)

第十二条 官用又は公用の車(公用のため借り上げたものその他知事が定めるものを含む。)により旅行した場合は、車賃は支給しない。ただし、緊急の公務上の必要により別に次の各号に掲げる料金を必要とした場合は、当該各号に掲げる額を支給することができる。

一 駐車場料金 旅行者が現に支払った駐車場料金の額又は千円に駐車場の使用日数に乗じて得た額のいずれか低い額

二 有料道路利用料金 旅行者が現に支払った有料道路利用料金の額

2 条例第十五条第一項第二号に規定する自家用車による旅行の場合の距離別定額は、別表第三の自家用車定額表に定めるところによる。

3 前項の場合において、自家用車使用に係る車賃の額を計算するときは、一日ごとの全路程を通算して、自家用車定額表の規定を適用するものとする。

4 第一項ただし書の規定は、自家用車による旅行の場合に準用する。

(宿泊費)

第十三条 条例第十七条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であると知事が認めるときとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(宿泊手当)

第十三条の二 条例第十八条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げ

る場合とし、同項に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、当該各号に定める額とする。

一 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第十八条第一項で定める額の三分の二の額

二 条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第十八条第一項で定める額の三分の一の額

三 移動中に宿泊する場合であつて、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合 条例第十八条第一項で定める額の三分の一の額

2 旅行者が、旅行中自宅等（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

第十四条中「費用は、」を「実費に相当する額は、現に支払つた」に、「（以下「通信連絡費」という。）とし、同条に規定する規則で定める実費に相当する額は、現に支払つた通信連絡費」を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

（転居費）

第十五条 条例第二十条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

三 旅行者が宅配便又は条例第十五条第一項第二号に定める自家用車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものと第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第十六条 条例第二十一条第二項第一号に規定する規則で定めるものは、旧居住地から新居住地までの路程が五十キロメートルを超える転居とする。この場合における着後滞在費の額の計算については、条例第二十一条第一項中「五夜」とあるのは「三夜」とする。

（退職者等の旅費）

第十七条 条例第二十五条第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地域に旅行するものとして計算した旅費

二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地域に旅行するものとして計算した旅費

第十七条の次に次の一条を加える。

（遺族の旅費）

第十七条の二 条例第二十六条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 職員が条例第三条第二項第三号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 条例第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ

、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費
 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第二条第五号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
 第二十一条第二項を削る。
 別表第二を次のように改める。
 別表第二（第六条関係）

旅費請求書に添付すべき書類

旅費の区分		添付する資料
一 鉄道賃	条例第十二条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
二 船賃	条例第十三条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
三 航空賃	条例第十三条第一項第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
四 車賃	条例第十四条第一項第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
五 宿泊費	条例第十四条第一項第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
六 包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料

七 転居費

八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

十 旅行雑費

七 転居費	その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。）
九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	条例第二十二條第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
十 旅行雑費	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第十三条に該当することを証明するに足る資料

様式第一号その一を削り、様式第一号その二を次のように改める。

様式第1号 (第5条関係)

出張命令書

所属名		職		員		定期券(交通機関・利用区間)		回収券(交通機関・調整額)		自家用車(調整額)	
氏名		住所		氏名		住所		円		円	
命令番号		訪問先 所在地(早見表号番)		交通機関		利用区間 出発地 到着地		往復 往 復		特別承認事項 旅行雑費 宿泊費 宿泊手当 旅費額	
出張期間		出発地		到着地		往復		往復		特別承認理由・その他旅費の調整等	
										<input type="checkbox"/> ～50特急 <input type="checkbox"/> 現金クレーン <input type="checkbox"/> 県内宿泊 <input type="checkbox"/> 直行 <input type="checkbox"/> 直帰 <input type="checkbox"/> 概算私	
										支出科目 支払日 担当	
										<input type="checkbox"/> 命令のとおり <input type="checkbox"/> 変更・取消 <input type="checkbox"/> 命令と異なる	
泊日										復命日 復命内容 出張者 命令権者	

様式第二号を次のように改める。

様式第三号その一を削り、様式第三号その二を次のように改める。

様式第3号 (第5条関係)

旅行依頼書

旅行者名	所属名または住所												
------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

依頼番号	出張期間	訪問先 所在地(早見表番号)	用務内容	交通機関	利用区間		往復 急行距離	自家用車距離	交通費	旅行雑費		特別承認事項 備考(特別承認理由・その他旅費の調整等)	依頼日		旅行者 確認者	依頼権者		
					出発地	到着地				宿泊費	旅費額		完了確認日	完了確認内容				
・	・											<input type="checkbox"/> ～50特急 <input type="checkbox"/> 現金タクシー <input type="checkbox"/> 県内宿泊						
・	・																	
・	・																	
泊	日																	

資金前送	概算払	支出科目	支払日	担当	依頼のとおりに 変更・取消 依頼と異なる

様式第四号中

1 普通旅費	2 日額旅費	3 赴任旅費
4 費用弁償		

を

1 普通旅費	2 赴任旅費	3 費用弁償
--------	--------	--------

に改め、様式第五号中

1 普通旅費	2 日額旅費	3 費用弁償
--------	--------	--------

を

1 普通旅費	2 費用弁償
--------	--------

に改める。

(福岡県計量法施行細則の一部改正)

第二条 福岡県計量法施行細則(平成十二年福岡県規則第百三号)の一部を次のように改正する。

別表中「第十六条」を「。以下「旅費条例」という。」第十五条」に、「水路旅行を伴う場合は」を「旅費条例第十三条第一項に規定する船舶により移動する場合は」、「」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定及び第二条の規定による改正後の福岡県計量法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年三月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。目次中「第八十条」を「第八十条の二」に、「第八十五条の四」を「第八十五条の五」に改める。

第八十五条の四第一項中「(一)連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合に限り、二十四日前」を削る。

別表四八旅費の項中「日額旅費」を削る。

様式目次中

「様式第百六十七号 「様式第百六十七号	公有財産借受願書 公有財産借受申請書	第百二十三号」を 第百二十三号」に
------------------------	-----------------------	----------------------

「様式第百六十九号 様式第百七十号 様式第百七十一号 様式第百七十二号 様式第百七十三号	公有財産借受期間延長願書 公有財産借受期間更新願書 公有財産借受目的変更願書 公有財産原状変更願書 その一 定期報告書(土地) その二 定期報告書(建物) その三 定期報告書(県営林立木) その四 定期報告書(船舶) その五 定期報告書(物権、無体財産権) その六 定期報告書(県行造林地上権) その七 定期報告書(有価証券及び出資による権利) その八 定期報告書(工作物)	第百二十四条 第百二十四条 第百二十六条 第百二十六条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条 第百二十八条
--	--	--

「様式第百六十九号 様式第百七十号 様式第百七十一号	公有財産借受期間延長申請書 公有財産借受期間更新申請書 公有財産借受目的変更申請書	第百二十四条 第百二十四条 第百二十六条
----------------------------------	---	----------------------------

様式第七十二号 公有財産原状変更申請書 第二百二十六条
様式第七十三号 定期報告書 第二百二十八条
改める。

様式第五十五号中「五」及び備考を削る。
様式第五十九号を次のように改める。

様式第159号(第216条)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

使用許可権者

殿

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

電 話

生年月日

性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

次のとおり行政財産の使用許可を申請します。

1 使用を希望する財産は、次のとおりです。

- (1) 財産の名称
- (2) 財産の所在
- (3) 土地の地目又は建物等の種類、構造等
- (4) 使用面積 m^2
- (5) 使用人員 人

2 使用の目的又は用途

3 使用希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 使用料の減額又は免除の希望の有無とその理由

5 電気料、電話料、ガス料等の管理経費は、県の定めるところにより全額を負担します。

6 使用財産について支出して有益費、必要費その他の費用の返還は、請求しません。

7 申請者(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登載されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)及び使用人)は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

8 添付書類

- (1) 使用希望場所の案内図、実測図等の関係図面
- (2) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請者が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)
- (3) 個人にあつては、運転免許証等の本人確認書類の写し(ただし、申請者が記名押印又は署名する場合は不要。)
- (4) その他使用許可の申請に参考となる書類

様式第百五十九号の次に次の一様式を加える。

様式第159号の2 (第216条)

目的外使用許可台帳

作成日： 年 月 日 頁

名称 (財産管理者)			
財産分類			
財産主管課 (住所)	決算区分		
使用許可番号	財産区分	当初許可年月日	年 月 日
現況地目・主構造	地積・延床面積	㎡	
使用者 氏名 (住所)			
使用目的			
使用許可理由			
参考			

■許可履歴

履歴番号	使用許可期間	使用許可数量 (m ² ・本・m)	使用料 (円)
	使用料算定根拠		
	備考		
	使用料算定根拠		
	備考		

目的外使用許可台帳

作成日： 年 月 日 頁

履歴番号	使用許可期間	使用許可数量 (m ² ・本・m)	使用料 (円)
	使用料算定根拠		
	備考		
	使用料算定根拠		
	備考		
	使用料算定根拠		
	備考		
	使用料算定根拠		
	備考		

様式第百六十号中「㊦」を削る。

様式第百六十一号及び様式第百六十二号中「㊧」を削る。

様式第百六十七号を次のように改める。

様式第167号(第223条)

公有財産借受申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請人 住 所
フリガナ
氏 名
電 話
生年月日
性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人 住 所
フリガナ
氏 名
(記名押印又は署名)
電 話
生年月日
性 別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

下記の公有財産を借り受けたいので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第223条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地及び地番
- 2 地目又は建物の種類、構造
- 3 数量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借受希望期間
- 6 借受申請を提出する理由
- 7 関係図面(別添のとおり字図写、位置図、実測図)
- 8 申請人(法人又は法人格を有しない団体(この様式において「法人等」という。)にあつては、その役員(法人にあつては法人登記簿に登録されている者をいい、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者をいう。)及び使用人)は、暴力団員ではありません。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でもありません。

なお、これらの確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

9 添付書類

- (1) 借受後の利用計画書(資金計画を含む。)
- (2) 関係図書(登記事項証明書写、字図写、位置図、実測図)
(建築目的のものについては、予定建築物の配置図、平面図)
- (3) 法人等にあつては、その法人等の設立目的及び代表権を有することを明らかにした定款又は寄附行為等の書類並びに役員の役職名、氏名(フリガナ)、生年月日及び性別を記載した書類(ただし、申請人が、国、地方公共団体又はその他の公共団体であるときは添付を要しないものとする。)
- (4) 個人にあつては、運転免許証等の本人確認書類の写し(ただし、申請人が記名押印又は署名する場合は不要。)

様式第百六十九号及び様式第百七十号中

「申請人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

㊦

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

㊦

「申請人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

(法人等にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

(記名押印又は署名)

電話番号

生年月日

性別

「申請者」

「申請

人」に改める。

様式第百七十一号及び様式第百七十二号中

「申請人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

㊦

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

㊦

「申請人

住所

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日

性別

(法人又は法人格を有しない団体にあつては、名称及び代表者氏名等を記入)

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

(記名押印又は署名)

電話番号

生年月日

「申請者」

「申請

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。